

○大府市子ども会連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の健全育成及び児童福祉の増進を図るため、予算の範囲内において交付する大府市子ども会連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大府市子ども会連絡協議会（以下「協議会」という。）が行う次に掲げる事業とする。

- (1) 単位子ども会の指導、育成及び連絡調整に関する事業
- (2) 単位子ども会を育成するためのリーダー養成に関する事業
- (3) 単位子ども会が行う事業に対する補助金交付事業
- (4) その他市長が認めた事業

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。ただし、第2条第3号に係る事業については、単位子ども会につき、当該年度の4月1日時点の単位子ども会の会員数に450円を乗じて得た額に10,500円を加えた額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 予算書
- (3) 規約又はこれに類する規程
- (4) 役員名簿
- (5) 単位子ども会の会員名簿

(実績報告)

第6条 協議会は、補助事業が完了したときは、規則第10条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象経費		内容
報償費		講師等の派遣を受けた場合の講師等の謝礼、会員以外に対する記念品その他事業を行うために必要な謝礼
旅費		講師等の派遣を受けた場合の講師等の旅費その他事業を行うために必要な旅費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	食糧費	講師等の派遣を受けた場合の講師等の飲食物経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット等の印刷製本に要する経費
	燃料費	事業を行うために必要な燃料費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
役務費		事業を行うために必要な通信運搬費、手数料又は保険料
委託料		案内看板の設置委託料等
使用料及び賃借料		事業を行うために必要な場所、自動車、機器等の使用料又は借上料
備品購入費		事業で使用する備品等の購入費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
負担金		事業を行うために必要な研修負担金
補助金		市内の単位子ども会に対する活動費補助金
その他		上記以外の経費で、事業の実施に必要と認められる経費

備考 単位子ども会に対する活動費補助金の対象となる経費は、報償費、旅費、需用費（消耗品費、食糧費、印刷製本費及び燃料費）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他単位子ども会の活動の実施に必要と認められる経費とする。